

大阪広域環境施設組合規則第11号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(年次休暇)</p> <p>第2条 条例第9条第1項に規定する1の年は、6月1日から翌年の5月31日までとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、<u>同法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号又は同法第18条第1項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条又は同条例第4条の規定により採用された職員については、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>2 条例第9条第1項第1号の組合規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第2条 条例第9条第1項に規定する1の年は、6月1日から翌年の5月31日までとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、<u>同法第28条の4第1項又は同法第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号又は同法第18条第1項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条又は同条例第4条の規定により採用された職員については、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>2 [同左]</p>

えなければならないものとされている日数を下回るときは、当該日数とする。

- (1) 地公法第22条の4第3項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）これらの者の当該年における在職期間及びこれらの者の1週間の勤務日の日数に応じ、別表第1に掲げる日数（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）

[ (2) ・ (3) 略 ]

- 3 条例第9条第1項第2号の組合規則で定める日数は、当該年の中途において新たに職員となった日の属する月の区分に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数とする。ただし、地公法第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、育児休業法第6条第1項第1号の規定により採用された職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条の規定により採用された職員については、別表第3の日数欄に掲げる日数とする。（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）

[ 4 ・ 5 略 ]

- (1) 地公法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）これらの者の当該年における在職期間及びこれらの者の1週間の勤務日の日数に応じ、別表第1に掲げる日数（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）

[ (2) ・ (3) 同左 ]

- 3 条例第9条第1項第2号の組合規則で定める日数は、当該年の中途において新たに職員となった日の属する月の区分に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数とする。ただし、地公法第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、同法第28条の4第1項の規定により採用された職員、育児休業法第6条第1項第1号の規定により採用された職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条の規定により採用された職員については、別表第3の日数欄に掲げる日数とする。（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）

[ 4 ・ 5 同左 ]

6 条例第9条第2項の組合規則で定める日数は、1の年における年次休暇の20日（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等）にあつては、当該年の末日における勤務形態を第2項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合（変更後基礎日数に変更前基礎日数を下回る場合を除く。）にあつては、当該残日数に変更後基礎日数を変更前基礎日数で除して得た率を乗じて得た日数）とする。この場合において、繰り越される年次休暇は、当該年の翌年において付与される年次休暇に優先して使用されるものとする。

[7・8 略]

9 前項に定める単位による年次休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。

(1) [略]

(2) 定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 所定勤務時間のうち最も長いものに相当する時間数（当該時間数が7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分）（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）

[12 略]

6 条例第9条第2項の組合規則で定める日数は、1の年における年次休暇の20日（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等）にあつては、当該年の末日における勤務形態を第2項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合（変更後基礎日数に変更前基礎日数を下回る場合を除く。）にあつては、当該残日数に変更後基礎日数を変更前基礎日数で除して得た率を乗じて得た日数）とする。この場合において、繰り越される年次休暇は、当該年の翌年において付与される年次休暇に優先して使用されるものとする。

[7・8 同左]

9 [同左]

(1) [同左]

(2) 再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 所定勤務時間のうち最も長いものに相当する時間数（当該時間数が7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分）（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）

[12 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項、第2条第3項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項、第2項第1号及び第3項並びに第6項、第9項第2号の規定を適用する。